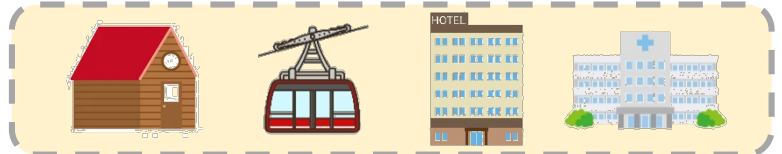


避難確保計画の作成により、 安全・安心な火山地域を目指しましょう！

● 避難確保計画とは

避難促進施設（※）において、防災体制や利用者の避難誘導、訓練及び防災教育に関する事項等を定めるものです。適切に計画を作成することで、利用者の安全が確保され、火山地域における火山防災対策の一層の充実・強化が図られることが期待されます。

※大きな噴石や火砕流などの火山現象の影響範囲内に立地し、火山噴火等が発生した場合に、施設利用者の円滑で迅速な避難を確保する必要があると認められ、市町村地域防災計画に記載された施設のことを指します。



◎ 避難促進施設の例

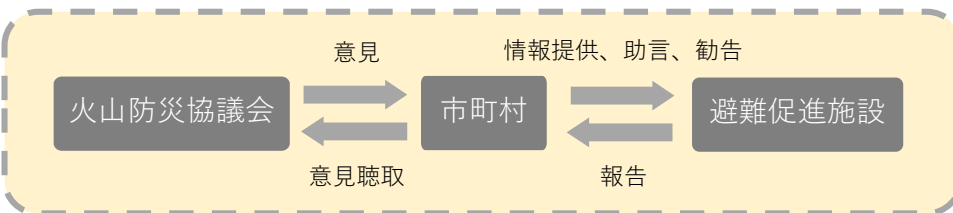
- ・ **不特定多数の方が**利用する施設（山小屋、ロープウェイ駅、宿泊施設等）
- ・ **防災上の配慮を要する方**が利用する施設（老人福祉施設、障害者支援施設、病院等）

避難促進施設の安全対策などについては、内閣府のホームページで公開している「避難促進施設の備え～火山災害から利用者を守るために～」などの映像資料でご覧いただけます。
https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html

◎ 計画作成にあたって

活動火山対策特別措置法（活火山法）では、避難促進施設において、**避難確保計画の作成及び訓練の実施**が義務付けられています。

令和5年の活火山法改正により、避難促進施設の取組をさらに推進するため、市町村長による避難確保計画の作成等の援助など、計画作成に係る支援体制の強化等が明記されました。



内閣府のホームページでは、『集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き』をはじめ、避難確保計画の作成に役立つ情報を掲載しています。

（内閣府HP：<https://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/index.html>）

市町村等との連携や手引き等を活用いただき、避難確保計画の作成や訓練の実施など、引き続き利用者の安全確保に向けた取組の推進をお願いします。



お問合せ先

○活動火山対策特別措置法や映像資料・手引き等に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付 電話 03-3501-5693

○市町村地域防災計画（避難場所・避難先など）やハザードマップ等に関すること 施設の所在する市町村へお問い合わせください